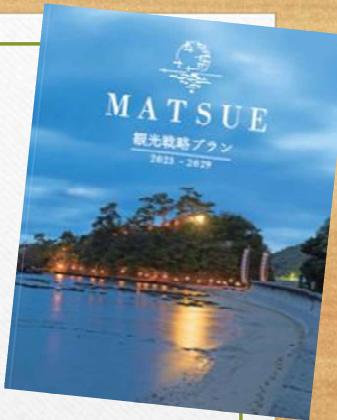


松江市宿泊税条例（案）

稅務管理課

これまでの経緯

令和5年2月「MATSUE観光戦略プラン」策定



MATSUE観光戦略プランの推進

検討主体

MATSUE観光戦略プラン推進委員会

Key Project

観光戦略プランを推進するうえで土台となる事業

Key Project

松江観光協会の体制強化

検討主体

松江観光協会

宿泊税導入の検討

検討主体

新たな観光財源検討委員会

令和5年8月
～6年3月

松江市新たな観光財源検討委員会での検討(4回)
「松江市新たな観光財源検討委員会報告書」提出

6年4～6月

松江市宿泊税基本方針(案)パブリックコメント
宿泊事業者説明会、宿泊事業者アンケート

6年7～8月

松江市新たな観光財源検討委員会での検討(2回)
「松江市新たな観光財源検討委員会報告書(追加報告)」提出

6年9月

「松江市宿泊税制度に関する基本方針」策定

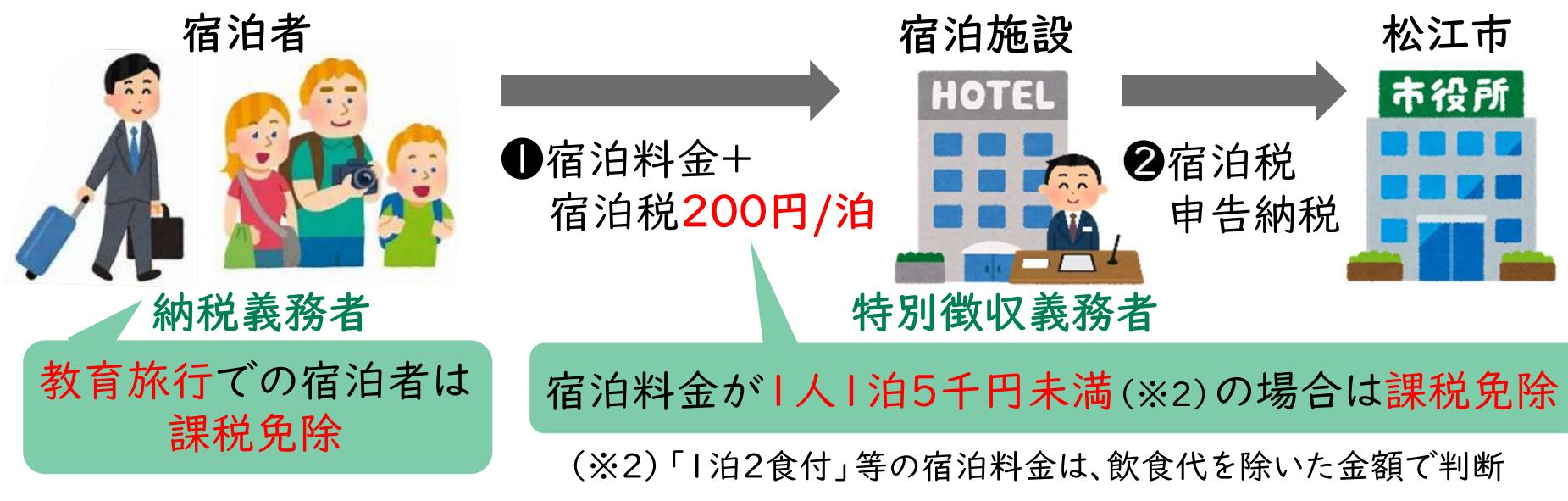
松江市宿泊税条例(案)の概要

課税根拠

国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたり持続可能な観光地として発展していくための費用に充てるため、地方税法第5条第7項^(※1)の規定に基づき宿泊税を課する

(※1) 地方税法第5条第7項: 市町村は(中略)、別に税目を起こして目的税を課することができる

宿泊税納税の流れ



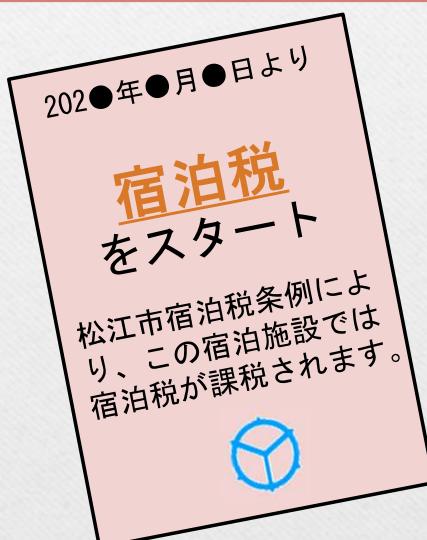
課税要件等

項目	内 容
①課税の対象	市内所在の全ての宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為
②課税する数量	宿泊施設の宿泊数
③納税義務者	宿泊施設の宿泊者
④税率・税額	1人1泊につき200円
⑤免税点	1人1泊5千円(1人1泊5千円未満の場合は課税免除)
⑥課税免除	<p>教育旅行は課税免除</p> <p>教育旅行: 学習指導要領に規定の学校行事(修学旅行・集団宿泊等)で、 全校または学年単位で実施されるもの</p> <p>対象者: 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童・生徒・学生</p>
⑦徴収方法等	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収(毎月末日までに前月分を申告納入) 特別徴収義務者は旅館業、住宅宿泊事業を営む者等
⑧減免	天災その他特別の事情がある場合
⑨過料・罰則	<ul style="list-style-type: none"> 納税管理人に係る不申告に関する過料 帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪
⑩制度見直し	条例施行3年後に実施(以降は5年ごと)

今後のスケジュール(予定)

11月下旬	市議会11月定例会へ宿泊税条例(案)提案
可決いただいた場合 概ね3ヶ月	総務省協議 (制度内容にかかる地方財政審議会の意見聴取等) → 総務大臣同意後 条例公布
概ね8ヶ月	制度内容周知 宿泊事業者向け説明会開催 → 条例施行(令和7年12月以降の予定)

宿泊税



〈宿泊施設での周知パンフレット・立て看板のイメージ〉

【お問い合わせ先】

財政部 税務管理課

☎ 0852-55-5141

✉ zeimukanri@city.matsue.lg.jp